

亀山市議会基本条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 議会運営及び議員活動の原則 (第4条—<u>第9条</u>)</p> <p>第3章 市民と議会の関係 (<u>第10条</u>)</p> <p>第4章 議会と市長の関係 (<u>第11条—第15条</u>)</p> <p>第5章 議員間の自由討議 (<u>第16条</u>)</p> <p>第6章 政務活動費 (<u>第17条</u>)</p> <p>第7章 議員の政治倫理、定数及び報酬 (<u>第18条—第20条</u>)</p> <p>第8章 議会の改革及び体制の整備 (<u>第21条—第23条</u>)</p> <p>第9章 最高規範性及び見直し手続 (<u>第24条・第25条</u>)</p> <p>第10章 雑則 (<u>第26条</u>)</p> <p>附則</p> <p> 第2章 議会運営及び議員活動の原則</p> <p> (議員の役割、責務等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p> (<u>議長の責務</u>)</p> <p>第6条 議長は、議会の代表者として、中立かつ公正な立場で職務を</p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 議会運営及び議員活動の原則 (第4条—<u>第7条</u>)</p> <p>第3章 市民と議会の関係 (<u>第8条</u>)</p> <p>第4章 議会と市長の関係 (<u>第9条—第13条</u>)</p> <p>第5章 議員間の自由討議 (<u>第14条</u>)</p> <p>第6章 政務活動費 (<u>第15条</u>)</p> <p>第7章 議員の政治倫理、定数及び報酬 (<u>第16条—第18条</u>)</p> <p>第8章 議会の改革及び体制の整備 (<u>第19条—第21条</u>)</p> <p>第9章 最高規範性及び見直し手続 (<u>第22条、第23条</u>)</p> <p>第10章 雑則 (<u>第24条</u>)</p> <p>附則</p> <p> 第2章 議会運営及び議員活動の原則</p> <p> (議員の役割、責務等)</p> <p>第5条 (略)</p>

遂行するとともに、議会の品位を保持し、民主的な議会運営を行わなければならない。

(委員長の責務)

第7条 委員会の委員長は、委員会において、中立かつ公正な立場で職務を遂行しなければならない。

第8条及び第9条 (略)

第3章 市民と議会の関係

第10条 (略)

第4章 議会と市長の関係

第11条～第15条 (略)

第5章 議員間の自由討議

第16条 (略)

第6章 政務活動費

第17条 (略)

第7章 議員の政治倫理、定数及び報酬

第18条～第20条 (略)

第8章 議会の改革及び体制の整備

第21条～第23条 (略)

第9章 最高規範性及び見直し手続

第24条及び第25条 (略)

第26条 (略)

第6条及び第7条 (略)

第3章 市民と議会の関係

第8条 (略)

第4章 議会と市長の関係

第9条～第13条 (略)

第5章 議員間の自由討議

第14条 (略)

第6章 政務活動費

第15条 (略)

第7章 議員の政治倫理、定数及び報酬

第16条～第18条 (略)

第8章 議会の改革及び体制の整備

第19条～第21条 (略)

第9章 最高規範性及び見直し手続

第22条及び第23条 (略)

第24条 (略)